

政令第九十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号の九を第一号の十とし、第一号の八を第一号の九とし、第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八 五―イソシアナト――（イソシアナトメチル）――・三・三―トリメチルシクロヘキサン及び

これを含む製剤

第一条中第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の七から第六号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 二―クロロピリジン及びこれを含む製剤

第一条中第十号の四を第十号の五とし、第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四 (ジクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の六を第十九号の七とし、第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四の次に次の  
一号を加える。

十九の五 (トリクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 ビス (四―イソシアナトシクロヘキシル) メタン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十三号の三を第二十三号の五とし、第二十三号の二の次に次の二号を加える。

二十三の三 二―ヒドロキシエチル||アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の四 二―ヒドロキシプロピル||アクリラート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の七を第四号の八とし、第四号の六を第四号の七とし、第四号の五を第四号の六と  
し、第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 N―(二―アミノエチル) エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次

の一号を加える。

十一の二 エタン―一・二―ジアミン及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(179)を(182)とし、(112)から(178)までを(115)から(181)までとし、(111)を(113)とし、その次に次のよ

うに加える。

(114) 二・三・三・三―テトラフルオロ―二―(トリフルオロメチル)プロパンニトリル及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(110)を(112)とし、(80)から(109)までを(82)から(111)までとし、(79)を(80)とし、その次に次のよ  
うに加える。

(81) 四―(シアノメチル)―二―イソプロピル―五・五―ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(78)を(79)とし、(32)から(77)までを(33)から(78)までとし、(31)の次に次のように加える。

(32) 一―(三―クロロ―二―ピリジル)―四―シアノ―二―メチル―六―(メチルカルバモイル)―三  
―「五―(トリフルオロメチル)―二H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル」メチル―

一H—ピラゾール—五—カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第三十七号の六を第三十七号の七とし、第三十七号の三から第三十七号の五までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の二の次に次の一号を加える。

三十七の三 ジエチルルースルファート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二 N・N—ジメチルプロパン—一・三—ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の次に次の二号を加える。

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム—水和物及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四 一・二・三—トリクロロパン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十七号の三を第七十七号の四とし、第七十七号の二の次に次の一号を加える。

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含む製剤

第二条第一項中第八十号の六を第八十号の七とし、第八十号の二から第八十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 N・N'ビス(ニ―アミノエチル)エタン―一・ニ―ジアミン及びこれを含む製剤

第二条第一項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含む製剤

第二条第一項第九十八号の二中「製剤」の下に「。ただし、無水酢酸〇・二%以下を含むものを除く。」を加える。

第二条第一項中第九十九号を第一百十号とし、第一百八号を第九十九号とし、第一百七号の次に次の一号を加える。

百八 レソルシノール及びこれを含む製剤。ただし、レソルシノール二〇%以下を含むものを除く。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第百八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでい  
る者が引き続き行ふ当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日まで  
は、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用  
しない。